

展示棚の利用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大分県建築住宅センター（以下「センター」という。）が所有する展示棚の利用（以下「利用」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、その適切な運営を通じて、消費者の住宅取得に対し最新で適切な情報を提供し、健全な住宅づくりを支援することを目的とする。

(事業内容)

- 第2条 利用期間は、毎年4月1日から3月31日迄の1年間とする。
- 2 利用に係る費用（以下「申込料」という。）は、展示棚の利用を受けようとする者（以下「申込者」という。）が負担するものとし、その1年間の料金は、1区画(間口280mm,奥行き400mm,高さ180mm)を12,000円とする。又、期間途中からの申込についての申込料は月割計算できるものとする。
 - 3 申込者は、センターが主催した消費者を対象とする講習会（すまい・るスクール in 大分）等の会場で無料で展示できるものとし、その場合においては、センターの指示に従うものとする。
 - 4 申込者は、展示棚を第三者に転貸し、又は目的外に利用してはならない。

(事業の対象)

第3条 利用の対象は、センター利用者及びセンターの認める者で、第1条に定める目的に添って利用を希望する者とする。

- 第4条 利用の対象物（以下「展示物」という。）は無料配布とし、次の各号に該当する案内誌、パンフレット等とする。
- (一) 住宅の新築工事、増改築工事等に関するもの
 - (二) その他、センターの認めるもの
 - (三) 申込展示区画内に収まるものとする。

(利用位置)

第5条 全ての展示区画においては、原則先着順としセンターの必要な指示には従うものとする。

(利用の申込及び辞退)

- 第6条 申込者は、申込料を添えて所定の様式により申込みものとする。
- 2 更新を辞退する場合は、期間満了日の6日前迄に所定の様式を提出しなければならないものとする。又、更新辞退の届出がない場合においては、自動更新とし利用開始日迄に更新料金12,000円をセンターに支払わなければならないものとする。
 - 3 更新辞退する場合においては、期間満了日迄に展示物を速やかに撤去しなければならないものとする。又、満了日を過ぎた展示物は、センターで処分するものとする。
 - 4 申込者の都合において、期間途中で辞退する場合には、料金の返金はしないものとする。

(展示棚の掲示板)

第 7 条 センターが利用を認めた申込者の展示物前面には、社名を記載した名札をセンターの負担により作製し掲示するものとする。

(申込者の責務)

第 8 条 展示物等の管理（補充等）は、原則として申込者が行い、センターの必要な指示に、従うものとする。又、指示に従わない者については、利用期間内に関わらず利用を取り消し、料金の返金は一切しないものとする。

2 申込者は、センターの施設を損傷し、又は汚損した場合にはセンターの指示に従い速やかに損害の責を負うものとする。

3 センター内での販売及び営業活動等は一切行わないこととする。

(展示物の損害)

第 9 条 センターは、展示物の盗難、火災、損傷等の事故に対して、損害の賠償はしないものとする。

(適用除外)

第 10 条 この規程に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。